

P T A 会 員 各 位

ふじみ野市立福岡中学校 P T A
成人厚生委員代表 佐々木 幸子
星 玲子
本 部 会 長 林 徹

「人権講座」と「親業」のご紹介について

- 寒冷の候、皆様におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より P T A 活動にご理解とご協力を頂き、誠に有難うございます。
- 成人厚生委員会から、次の2点のご紹介をさせていただきます。

1. 人権講座について

- ◆ ふじみ野市ホームページで案内・募集があった「**人権講座**」（11月17日・大井総合支所）に応募し、成人厚生委員代表2名で参加しました。
講師（木村智博弁護士先生）から「**いまさら聞けないSNS**」をテーマに、各種SNSのトラブルや留意点を聴講しました。

—— 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各種参加予定のイベント（人権教育親子映画会・人権講演会）が中止となったことから、活動計画の見直し・検討を行っていたところ、上記の市ホームページの案内・募集を見付け、応募した経緯。

- ◆ 詳細は次頁以降の説明資料をご覧頂ければと思いますが、具体的には、いじめや誹謗中傷行為、マルチまがい商法などを取上げた内容となっており、私達においても十分に気を付けなければならない内容となっております。

改めてSNSの利用方法等について、お考え頂く機会になればと思います。

2. 親業について

- ◆ 上記に関しては、是非この機会に親子でご覧になり、家庭内で認識を深めて頂きたいと思いますが、親から子どもへの正確な伝達は、相応に難しいものです。
こうした認識の下、次に「**親業**」に関する訓練インストラクター（生駒章子先生）による「**子どもに伝わるコミュニケーション術**」の **YouTube 動画** をご紹介します。

- ◆ 動画中のインストラクターのお話にもありますが、「親の思いを伝えたのであれば、その後は子どもの言い分にも耳を傾ける」こと等により、もしかすると「子どもからの反応は今までと違うものが返ってくる」かもしれません。

家庭内での会話の仕方を見つめ直す良い機会・ヒントになればと思います。

- 今回ご紹介した2つの内容が、親子間の会話・コミュニケーションの円滑化に資するものになれば幸いと願っておりますので、よろしくお願い致します。

早いもので、年の瀬が近付いて参りましたほか、寒さも日に日に厳しさを増しておりますので、コロナ防疫も徹底のうえ、くれぐれもご自愛ください。

以 上

令和3年度 人権講座



「いまさら聞けないSNS」

～SNSってなに？ そのリスクと社会的責任～

開催のお知らせ

今年度の人権講座を次のとおり開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。皆様のご参加をお待ちしています。

大井中央公民館

開催日 令和3年11月17日（水）
時間 午後1時30分から午後3時まで
定員 12人まで ※1
対象 市内在住の方（年齢不問）
※未成年者の場合、保護者の同意が必要です。
場所 大井総合支所 1階 災害対策室
講師 弁護士 木村 智博 先生
参加費 無 料



☆申込み問合せ☆

- ・ 申込み期間 10月26日（火）から
11月12日（金）まで（月曜は休館）
- ・ 申込み方法 電 話 午前9時から午後5まで ※先着順
- ・ 申込問合せ 大井中央公民館（大井郷土資料館内）

※大井図書館と同じ建物の中です。

☎049-261-0648



※1 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により12名（入室12名）までの参加となります。予めご了承ください。

※2 参加当日は、必ずマスク（マウス及びフェイスガードは不可）を着用してください。マスクの着用がない場合は、参加をお断りします。

※3 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止になる場合があります。

いまさら聞けないSNS

～SNSトラブルについて～

令和3年11月17日(水)
木村・東谷法律事務所
弁護士 木村 智博

講師略歴等

- 弁護士(木村・東谷法律事務所)
 - ・ 埼玉弁護士会消費者問題対策委員会
 - ・ 「埼玉県消費者被害をなくす会」検討委員
 - ・ 出合い系・SNSサイト被害対策弁護団
- 元消費者庁(表示対策課課長補佐)(2012. 3～2013. 3. 31)
 - ・ コンプガチャ規制の担当官
 - ・ 食べログのやらせ問題, ステルスマーケティング規制
 - ・ 消費税転嫁特措法の立法担当官
 - ・ 情報公開(安愚楽牧場事件, シャープ措置命令事件等)
- 元東京法務局訟務部付(2013. 4. 1～2015, 3, 31)
 - ・ 国税事件, 出入国管理事件, 年金訴訟, 労災訴訟, 特許訴訟, 国賠訴訟, B型肝炎訴訟等
- さいたま簡易裁判所民事調停官(2018. 10～現在)

SNSとは何か？

人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」

Social networking service の略

会員間のコミュニケーションを図ることが可能であれば、ゲーム（ソーシャルゲーム。ソシャゲ）も含まれる。

SNSの主目的が、個人間のコミュニケーション、情報を探すため、交流関係を広げるため等にあることから、それに対応したトラブルが生じる。

SNSの具体例

- ・ Facebook , Instagram 
- ・ YouTube  YouTube
- ・ Twitter 
- ・ LINE 
- ・ TikTok 
- ・ mixi , ニコニコ動画 , 2ちゃんねる 
- ・ カカオトーク , WeChat  等々

トラブルの典型例

【情報流出関係】

個人情報流出， ストーカー， 乗っ取り， なりすまし

【人間関係】

いじめ， 違法行為の勧誘

【消費者被害】

SNS上の広告がきっかけとしたトラブル

【発言内容や行動が問題】

誹謗中傷行為， 炎上， 迷惑行為

【事例】

位置情報はオフで投稿したのに、後日誰かに後をつけられていることに気づいた。投稿した写真に写っていた背景から、生活範囲が特定されていた。

※ 瞳に映った画像， マンホール， レシート， 窓の外の景色

→ モザイクアプローチ

【対策】

投稿を非公開設定とし， 特定の人とだけ共有。パスワード管理

乗っ取り，なりすまし

I DはSNSのアカウント情報から判明

→ パスワードが一致すれば乗っ取られる

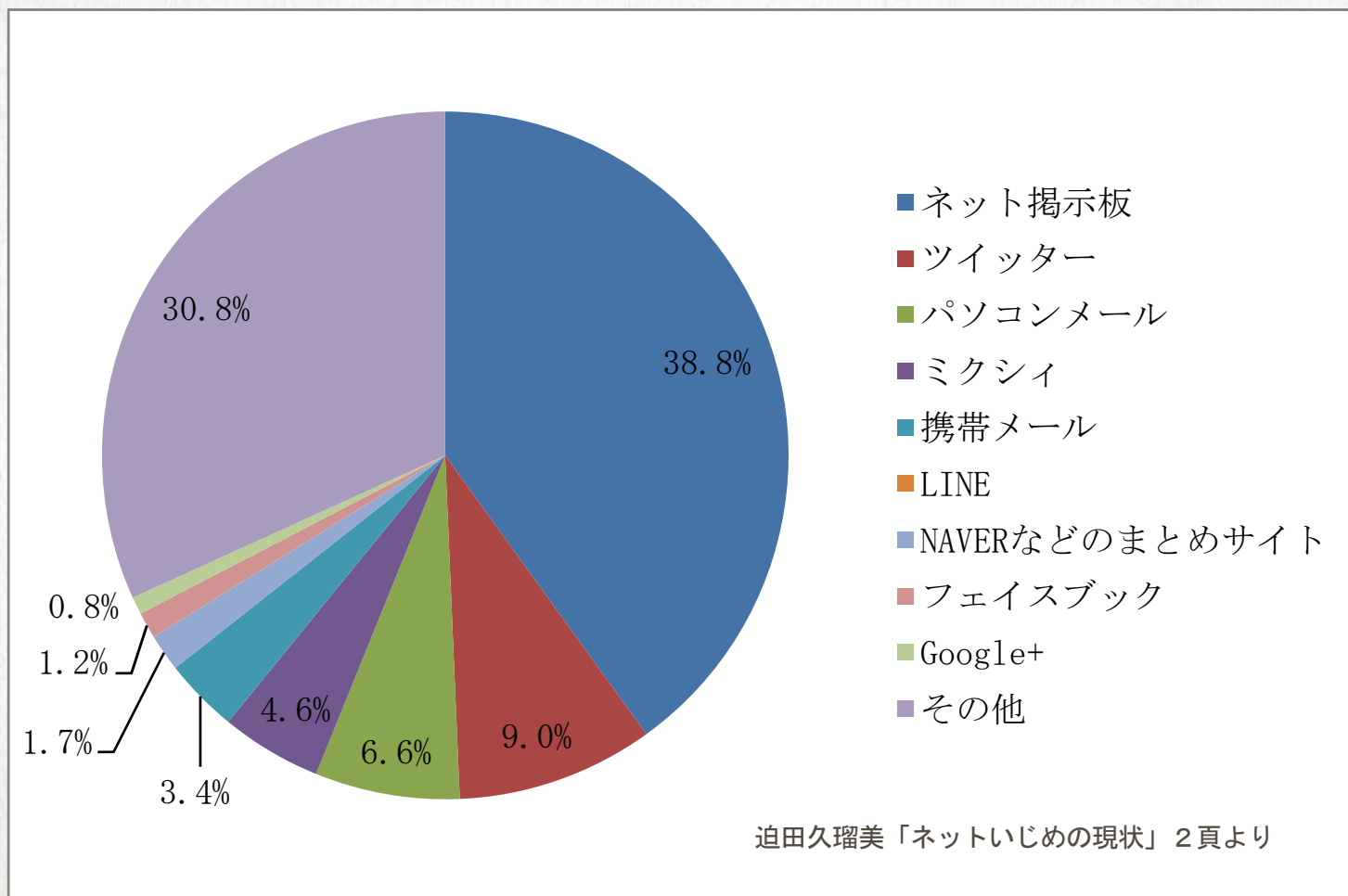
1 乗っ取り被害にあう前に

2 段階認証等の防衛策

2 逆に乗っ取るとどうなるのか？

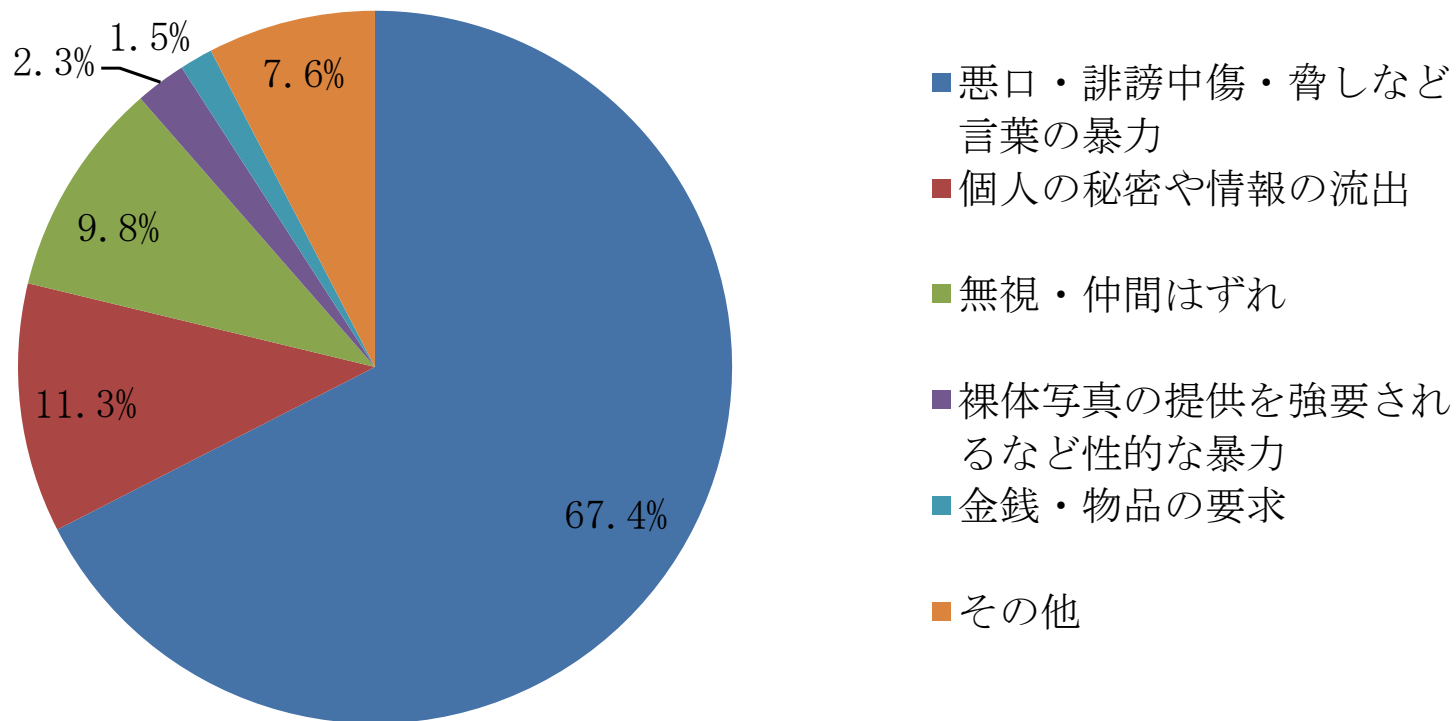
不正アクセス禁止法違反

用いられたツール



いじめ

いじめの内容



迫田久瑠美「ネットいじめの現状」3頁より

【大麻の事例】

刑事事件で担当した大麻取締法違反事件では、多くの場合、入手先としてTwitterと供述。

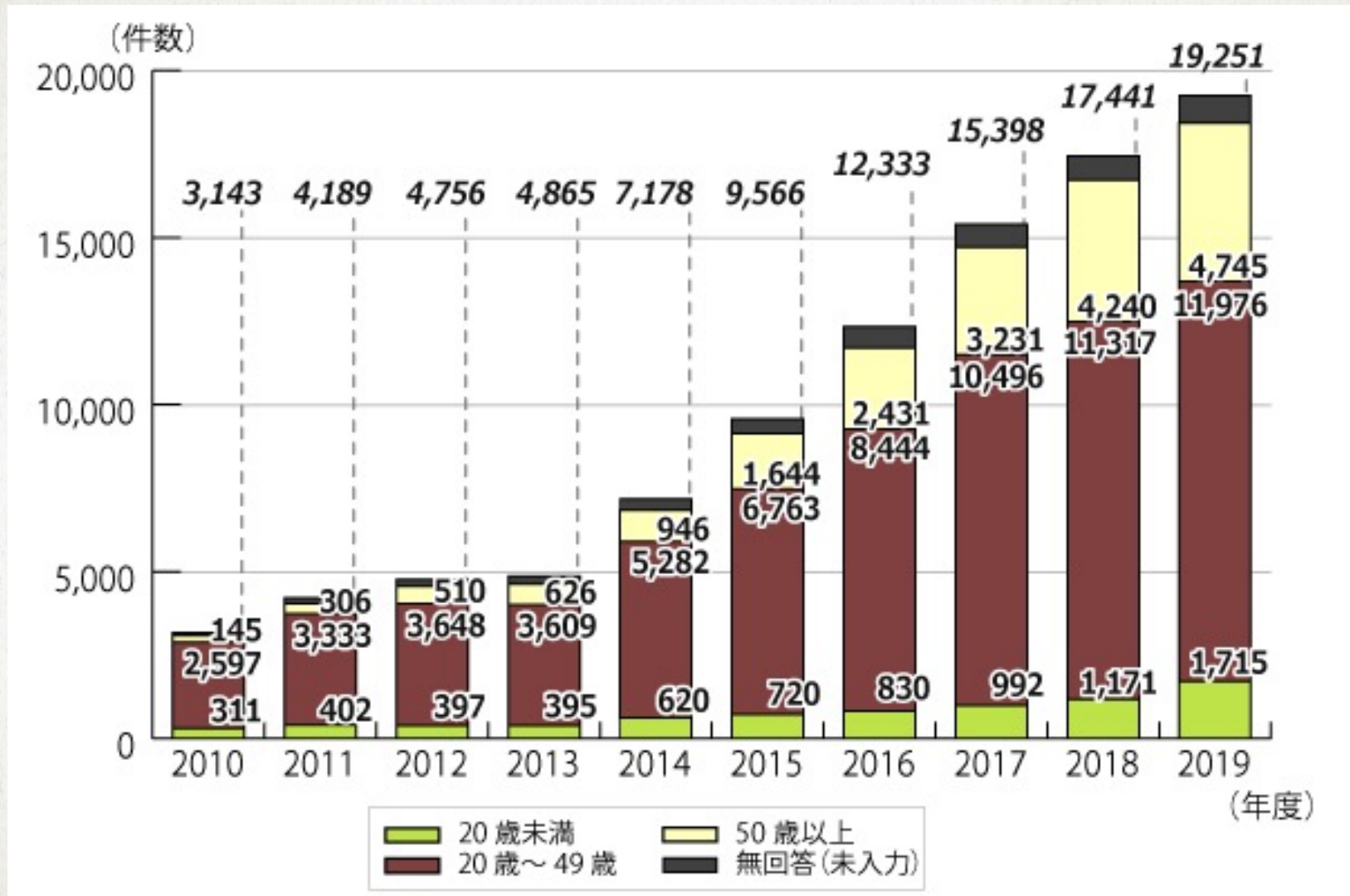
テレグラム(暗号化通信可能な無料通信アプリ。)等で連絡。

「野菜」：大麻，「アイス」：覚せい剤

若年者への広がり。

違法薬物へのアクセス手段の変化。粗悪品，偽物等の被害。

消費者被害【国民生活センターへの相談件数】



消費者被害の具体例

- ・ 定期購入（お試し，初回500円，20日間返金保証）

4回合計4万円の定期購入が必須だった。

返金には厳しい条件があった。電話が繋がらない。

- ・ 水つまり工事（780円～）

実際は75万円！という事例。少なくとも数十万円。

- ・ 個人間取引のトラブル（転売チケット，代行購入）

- ・ 出会い系サイト，サクラサイト，情報商材，お金あげます系

【マルチまがい商法への勧誘】

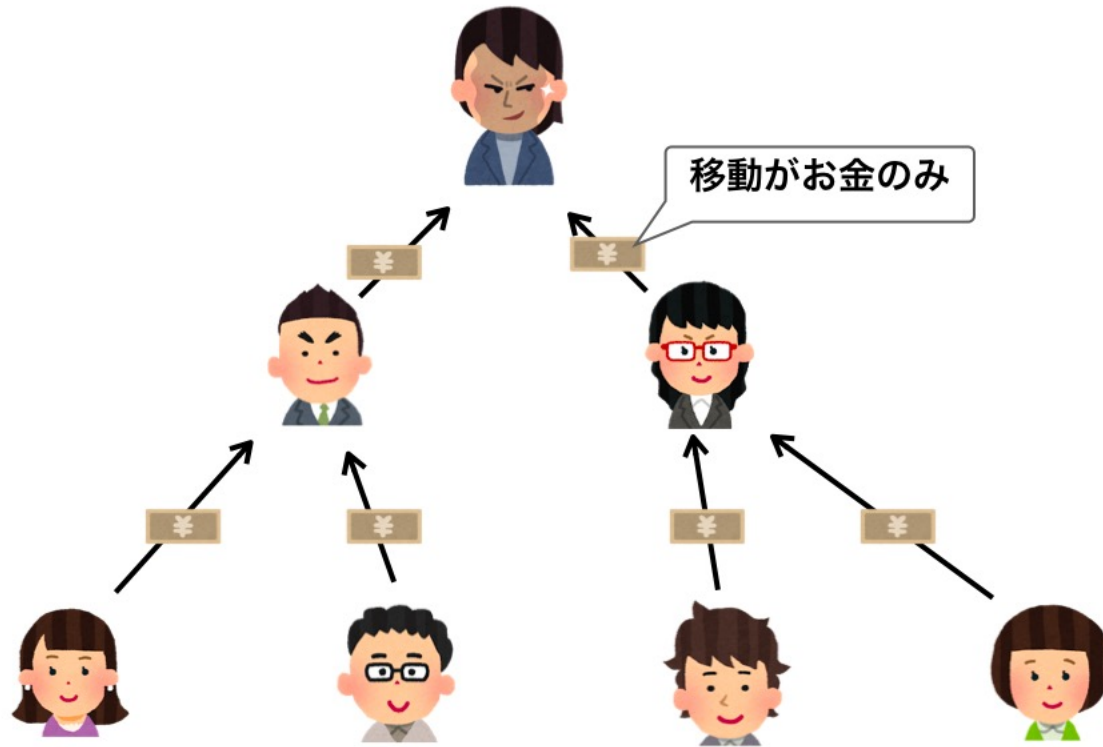
Facebook等を通じて，MLM，ネットワークビジネス等のマルチ商法の勧誘が横行。

違法なネズミ講に類似した，マルチまがい商法も多い。

学生の間広がる。主婦層にも。

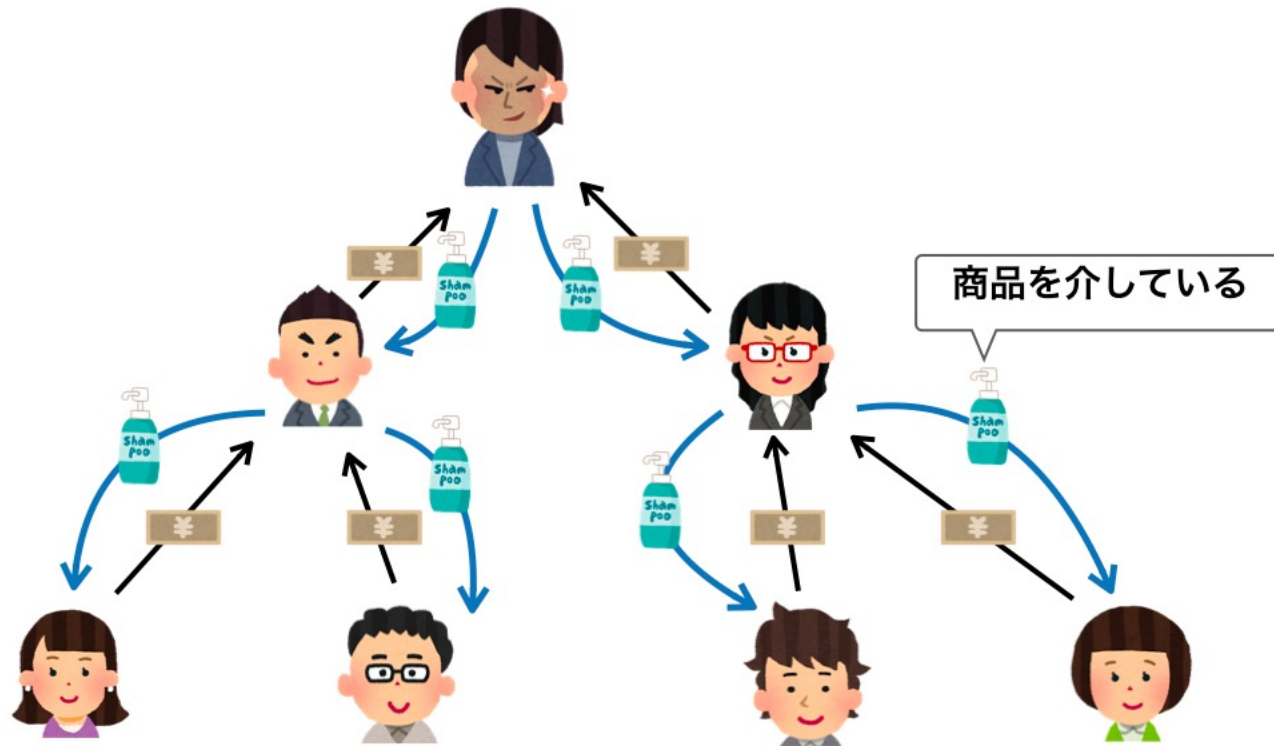
被害者と思っていたら，加害者であった。

ネズミ講 = 違法



青山済「マルチ商法女と戦っていたら、もっととんでもないものと戦うことになってしまった件」より

マルチ商法 = 制限付き合法



←特定商取引法等の規制に従って行動する必要がある。

青山済「マルチ商法女と戦っていたら、もっととんでもないものと戦うことになってしまった件」より

誹謗中傷行為

匿名の掲示板においては、激しい言葉のやり取りから、誹謗中傷の応酬がなされることがあるし、悪意のある書込みもなされやすい。

通常のコミュニケーションの範囲内であれば、表現の自由(憲法21条)の下、許されるが、限度を超えると、民事責任、刑事責任が発生。

※ 当事務所に新規相談として電話が来るもののうち、3割～4割程度がネットでの誹謗中傷関係

誹謗中傷行為の具体例【民事】

【事例】

相談者Xは、Y、A、B・・・とTwitter等でコミュニティを形成し、共通の関心事について、やり取りをしていた。また、Yの募ったクラウドファンディングに出資もしていた。

YはAの発言が気に障り、Aを呼び出して、その場に呼んだYの知人らと共にAを責めた。Aから相談されたXは、Yに抗議した。その際、クラウドファンディングで集めたお金の使途の説明も求めたところ、XもYからネット上で責められるようになった。そのため、Xは、ネット上で、Yに対し、「脅迫」「監禁」「誹謗中傷」「詐欺」等の表現を使って、攻撃した。

誹謗中傷行為の具体例【民事】

【その後の状況】

Yの代理人弁護士から、Xに対し、内容証明郵便が届く。

その内容は、Xの発言が名誉毀損に当たるので、慰謝料100万円と調査費用70万円を支払え、支払わないと、民事上、刑事上の責任追及に動くとの内容。

【現時点の対応】

- ① 無視
- ② 内容証明郵便にて、言い分が違うので、支払えない旨通知。

誹謗中傷行為の具体例【民事】

【今後の流れ(予想)】

1か月～数か月程度で、裁判所から、特別送達郵便にて、呼出状が届く。

そこには、

- ・ 第1回口頭弁論期日の日時、場所された書面
- ・ 答弁書のひな形と説明文書
- ・ その他一般的な説明文書

が入っている。

炎上

【定義】 インターネット上で、収拾がつかないほど多くの批判を浴びること

【批判型炎上】 芸能人のブログ炎上，一般人の過激動画に対する批判，バイトテロ，企業の行為や広告への批判

【議論型炎上】

【最近の傾向】 無意識の差別や問題意識の低さへの指摘

→ 【対策】 トレンドの話題に敏感になる

【もともとの表現者】

→ トレンドの話題に敏感になって、過激な批判を浴びないよ
うに注意

【炎上させる側】

→ 誹謗中傷や脅迫，さらには業務妨害等にならないように注
意

誹謗中傷行為の具体例【刑事】

【事案】

被疑者Xは、対象者Yの息子Aとネット上で知り合い、その後実際に会って物の貸し借りをする仲になった。その後、ネット上の意見の食い違いから、双方罵り合いをするようになった。

Xは、Aの父親について、2ちゃんねるの掲示板に、①「【在日】Y【従業員】」「内貨をポイントで搾取して北朝鮮に渡しています。」、②「【詐欺師】Y【悪徳】」「Yさんの嘘商法」と記載した。

誹謗中傷行為の具体例【刑事】 控訴状添付の被疑事実

別 紙

被疑者は、インターネット上の簡易投稿サイトである「2ちゃんねる」を利用し、
の社会的評価を低下させる事を企て、

第1 平成 年 月 日、「2ちゃんねる」の掲示板に「【在日】

【工作員】と題し、「内貨をポイントで搾取して北朝鮮に流しています。」と同人を誹謗中傷する内容を

からインターネット接続サービスを利用し「2ちゃんねる」の掲示板に情報を送信し、そのころ、同サービスを利用する不特定かつ多数の者をして、上記掲示板に掲載した情報を閲覧させ、

第2 平成 年 月 日、「2ちゃんねる」の掲示板に「【詐欺師】:

【悪徳】と題し、「 さんの嘘商法」と同人を誹謗中

被疑者方からインターネット接続サービスを利用し「2ちゃんねる」の掲示板に情報を送信し、そのころ、同サービスを利用する不特定かつ多数の者をして、上記掲示板に掲載した情報を閲覧させ、

もって、公然と事実を適示し、同人の名誉を毀損したものである。

誹謗中傷行為の具体例【刑事】

【結果】

逮捕(被害届提出, 告訴状提出)→勾留(10日間)→勾留延長(10日間)

→ ・ 示談成立 (示談金50万円, 2万円×25回払い)

・ 告訴取下げ

→ 不起訴

※ 後日談

誹謗中傷等による責任

責任や規制の分野	情報を発信した側の責任	情報発信の対象となった側の不利益
民事責任	不法行為責任 ・ 損害賠償責任(慰謝料) ・ 名誉回復の措置	人格権, 著作権, 名誉権, 名誉感情, プライバシー権, 肖像権, 氏名権, 営業権等
刑事責任	・ 名誉毀損罪, 侮辱罪 ・ 信用毀損罪, 業務妨害罪 ・ 脅迫罪, 強要罪	
行政による規制	今後の検討	

民事責任【情報を発信した側から見て】

不法行為責任(民法という法律に規定)

①損害賠償義務

- ・ 個人の場合 . . . せいぜい100万円+調査費用か
- ・ 企業の場合 . . . 0~1000万円等様々

②名誉回復措置

謝罪広告等

民事責任【情報発信の対象となった側のなし得ること】

【記事の削除請求】

時間との戦い

【発信者に対する損害賠償請求】

発信者の特定(発信者情報開示請求) → 内容証明郵便

→ 裁判手続等

【プロバイダ等に対する損害賠償請求】

プロバイダ責任制限法

刑事責任の内容

・ 名誉毀損罪

「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。」（刑法230条1項）

＊ 親告罪

刑事責任の内容

・ 侮辱罪

「**事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。**」（刑法231条）

※ 木村花さんの件は、科料9000円。

→ 厳罰化へ（1年以下の懲役又は禁錮，30万円以下の罰金）

＊ 親告罪

刑事責任の内容

- ・ 信用毀損及び業務妨害罪

「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」（刑法233条）

- ・ 威力業務妨害罪

「威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。」（刑法234条）

へずまりゅう事件

刑事責任の内容

・ 脅迫罪

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」（刑法222条1項）

「親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。」（刑法222条2項）

- ・ その他の法令違反

不正競争防止法違反

著作権法違反

商標法違反 等

迷惑行為

- ・ Youtubeの再生数増加狙いの過激動画

へずまりゅう事件(窃盗, 威力業務妨害 懲役1年6月保

護観察付き執行猶予4年)

転落事故

- ・ Instagramのインスタ映え

無断立入り(鉄道営業法違反, 住居侵入, 建造物侵入)

ご静聴ありがとうございました！！

連絡先

木村・東谷法律事務所
弁護士 木村 智博

電話 048-829-9591

(E-mail) kimura@kh-law-office.com

(公式HP) <http://www.kh-law-office.com/>